



武野燭談

貳

775
127



武野燭疾巻之四



一 東照宮の仰ふ武家の武道と標小備へと大度と表
 ありて法人とを以てふ所り法人造りては逆款致進
 罪者一と極を以て着衣のし法一偏ふ心懸り時下の
 役人暴虎たり事と好む民と養ふぬ私款ゆかく世の
 礼國のわさつひと引出はこれこれ私款より民の苦れ
 も生してはる事とある人極とて七國の始め是なり
 又天下の臣執事たる人者法候伯末く迄も意和を
 臣のしそされい高師とる者信の命ふ法人は緩急せし
 物小北執事と宛果とく昔民中極とる人とうと果久
 誅小乃ありある石田法親の法将小宛つて秀吉小極と
 其人うらう果とるりも等とる極あり品将師あり



武野燭疾

其下の故人も奢侈も濫勅の端はなす御上宗
主之將法事^信は^まや^ふ共下司もあつて奢り有
向^して^ま中^して^し修^る軍^のゆ^ゝ迷^ふは^ひく^と將
帥の^はま^りあ^る世^の事^は上^格の^事即^ち宗^子系
少宗^宗少^宗城^今川^は浦^新波^小釣^倉留^山少^波御
波^多勢^少少^勢本^之好^小松^永大^内少^内陶^赤松^少淳^向淳^留
少^長松^武田^少海^部長^政と^外此^記記^しめ^して^しき^ん
天下^國家^の老^臣は^た少^心と^安きに^をな^すて^し人^生
苦^早ま^りれ^よ下^のは^其人^の徳^少ま^りり^此徳^者
ゆ^ゝ今^日の^事を^今日^と勅^ての^事に^はね^とも
命^をと^の事^をい^ひ一^命と^扱く^る物^はわ^らの^穀物^を
これ^は宣^化帝^の記^は黃^令百^行有^くも^凡と^結ふ^たり

ら^と白^玉千^函積^くも^寒暑^とは^ぬせ^くる^は以^て穀
ら^は天下^の大^がな^れて^大臣^は命^者と^わく^小庫
虎^と三^種と^積ま^りあ^りて^せり^も倉^庫の^後今^少
冲^厨と^のふ^たと^山年^一不^急の^後あり^ても^根を^くし
て^は万^民の^救を^為す^沖城^兼か^くの^心を^くし
作^らせ^りと^う也

一又^作る^高家^一對^して^はわ^れ者^とも^智く^先
と^修り^事な^りれ^大小^上下^を少^と養^しめ^民の^衆
若^と知^らぬ^私欲^少を^義と^為り^者は^天の^大欲^をれ^ん
り^て改^め者^りと^帝の^まを^天下^と治^りを^りて^一百
物^者天^のた^のひ^にお^のれ^ん子^とあ^らせ^られ^んと^思ふ^は
あり^てあ^らし^制せ^らん^は親^皇向^ふら^んと^思ふ^は

如もなりて一昔の御軍の任持一今いふにやる故大
臣の居の補弼ありて天の旨をなすふまゆふたの
吾君を天下よりくろくまき善ま知らす下ふ満く天下の
吾君をくられぬ事不情む居たてしも孤死をこのあ
まらしくて日月の昭々ふありて居あつたて一己がふ
明らうあり人の仰くく居あつた今この事とまや
一又仰ふ天子の居満心して居あつて一又付後ふ事
解り居あつた事とまはつた程ありて一また
美んとしてま子世を後力をまひて居あつた父世に
くま子孫ふ事とす一家情をね後をくまは威を
付くろくも秋終せ居満心ふらうと家へ一く者の
賢良なりと携ふ居一の 上意を

一又仰ふ謀反あり事と見るふ如もまはつたつめんと
あふ者を一す一後りて欲心の波をなすこれ私欲の奢
より如く候はる事あり 出ればおろふにわくこの事
さつとひて力の並あつた終ふま君のままと思と捨
て不候と御く父世の忠考をいふくふ事と利家の
属のまの仰りあり候ひ命をて一この事なり

一又仰ふ人孤見まふ事と見るふ如く好まらぬ候
曲人よ定め人となりてお討の報ふ請わる人といふ揚
用人後者のく家用進候はる申一は討候ふ事と
目候討りの不忠又一人の建言の申て共者の前ありて
まぬね報ふ事と一まを案と成川ていふはより知ら
るふ事なり者ある汚まらるる定休ゆ減とてわく人の和

翁のありけりありて家の長久の家業と熱なりと
何れ家の徳法にさへ能くさへ武士集りてその作を
一又作ふ人の大小上下た小物の道理を知りて其職を
その振んと共にさへ友職をいひたりされたるは概
然の思進補使小補せしむと自己の徳をみよ
概ふゆゆききとてさへいふとてかまはす
これ人のいひより世なる下射上のその多しとて
小平家の修類ゆり居りてやもされは洛中鎗銃す
とハ武士とんを結め民の若しみとのそわもん
乃ふ重れたる職にゆりて自力業も振りて是れ不
なりふややとん子孫も久しめりて此も根柢武
家のいへばよく固ふも居りて此の邦をさへひ

大治のふ若やと作らむ

一又作ふ天下と治りの大事に審まのくを容へか
世とて人々徳の威風甚しきい必るり威なりは下知
用ひしきに能れども極威はゆりたのくは審人の物
好む徳をなすふも不入而ふ人と考へて功なり切か
さ事小費り事ハ天下とて人いふ何とて天下治り
一凡ありては徳をあれは二門家光とてめおも
祈りてさ君の氣ふ入るり斗とらふと力のみさ
事多し一治士ハ元より口はつとみと徳ハ押込と
福徳辨儀の族のき秀て長とてちる福ふゆり家威
七ちりそふむじり大賞治部とていふ大奸曲の盜
小懲りふれとをハ元より家目の事とて毎日せ

能くもくはるゝめまひたり〜家目を叫んで今を
考へもよせ余我同業〜理をく〜一味同心とす
一ふりつて君をいふは又は〜ともふ凍云
そのふもは〜私味合気あり〜己の勇の情り云
己の威と法くあめは者八十人十人忠たたり〜
己を捨くもさふ〜うた志はなれ言はのさるん
新衣食富ふ〜り〜義理の節おもて見〜
源氏頼代の侍〜もあま〜細れも一跡高子の
勇士ま〜付ゆ〜ひ〜義理の寸胸おもての
〜り〜
一 仰ふんえなくあふ者氏家元となせ目付といひ
けり〜家司をといえなくあふ〜理節〜家督も

ま〜家とあつそふあつて〜家督〜云那〜人のあ
〜ゆあれ〜ま元たりあといえ〜つ〜家元職目利
〜物〜同〜あ〜り〜書〜い〜能〜持〜水〜入〜
用を〜編ふ〜ゆ〜り〜ま〜子房あひ〜君
はふ〜り〜ひ〜い〜君ふ〜り〜ひ〜い〜時〜必〜定〜り〜
上代末代あ〜ん〜の〜
一 忠臣堂印事治の時ふ 秀忠云と下はね軍親吉
忠臣たりふ富りたり天下の何〜い〜わ〜り〜
らとあれ〜 秀忠云天下のこれ〜い〜あ〜り〜
らとあれ〜い〜と〜漸〜り〜て〜津〜い〜け〜い〜安〜法〜を〜
よの 上代ふ〜り〜次ふ竹中代君とあ〜せ〜き〜ま〜方〜
天下のい〜り〜そ〜天下の哀悲をよの 上代ふ〜り〜

他事きりりある

一 沖高家因て東山利運の後子孫小永井右近守更とて
細川幽少の家司家の礼法と同りれ程も當我又爲
とらぬ軍家の書れ以下と認りては 徳川沖代
の制法と細文成るむ他家の法とも用て徳物とい
別と修ふ振られ甲別甲別武田の家法を以て
甲信駿小振るも関東沖代入は小宗家の法令を
以用ひるゆへ小忽小治りたり其年貢の以治るを振り
を極く整りたれば此若手敷く視ふれば甲別合
ふ故信玄の士多くは是も甲湯の秘術とも爲るは
らゆりては武田家の族ゆりて落る向てとるく
之夫極敵り家因ふ族ゆりて痛むも小の爲るは

一 甲別先方の用らるる事りて 忠告作ふ
信玄家いたつてあつめ我族をいたすの事 不意後侍
を義小一命と移り者すれは法盗胡敵おとすは若
魚一當其手症と痛めハ軍ハ我利運と敵下法
て悪む者おそく此終と懲りハ族を肉中みらるる事
もも抑へたるんつれまれば我族をハ族中成るつめ
策より振ぬよう小不度とて作おられりて
滅小治將の言代ハ各別をり相く初る魚一と今
感しある

一 秀吉と作ふ人ハ入る事りりね事々減回たふハ東湯
が宗苑車風流九天り小なる人か一國と治る武
磨く事ハなす徳川敵ハ苑車風流ハ外も

國を治とら武士を振たもふ事ハ凡我朝ハ治を天にまかすも帝成
厚あつく称歎たうありしとく世回併ありしとく

戊子十月二十日写す

中村直衛

武野燭談卷之四

武野燭談卷之四

一或人の云く鎌倉の右大将家武家の兵権をとりしれ
るも室町將軍家六代と武百年余の世より
吳朝ごたるハハ覇の勢せひひ似にく應仁おうえんと法因ほふいん戰
國くに小成こせいくくおおささんんもも何なにもも小豊こ豊はは國くに白家はくけ天下てんかと并
吞のりりしし小號せうもも秦姬しんき望のぞみみのの趣おもへへ今いま當代たうだいのの法風ほふふう忠孝ちゆうかうと
好このままりりくく何なにもも劉漢りゅうかん李唐りてうのの如ごとくく滅めぶぶ高祖かうそのの鴻
業こうごうとと三沙さんさひひもも太宗たいてうのの恭帝きんてい成なりりりもも終はつつり
湯たうとと寛仁かんじん太度たうたうのの忠ちゆうををれれ何なにをを三百年さんひゃくねんのの治ちと事
とせんとせん日本にっぽん上かみ老らうハ知しれれるるもも百年ひゃくねん來きたのの凶暴きゆうぼうと治ちめめ文
華ぶんかををけけ四夷しいういハ哀あはれれひひぬぬ原本ほんぽんももななららずず御代ごだい對たい威いの
其基そのもとハ 東照とうてう官くわんのの治ち風ふうををととくくとと

台徳院殿の溢潤の享徳に海は教くよる將軍百年
来ゆら成沖代の事ハ記せるゆら不滲りく抄取板
夏以孫の後まゝ戦國の異風成人多きをみく珠小
大相國公成世といふれ言約がも相遠まゝまゝに能初の
沖鷹物出御も若く存澤をく有く成くせ給ふ
ぬ日ハ玄園まゝ出御成く其日の出供の輩ウ安徳城
才一よ成えれある初小坊一く恒例の出仕沖對類
外く又上洛素月公禮規約がふ末帯衣府の沖
姿沖体是のるも沖亦ありてハ改く事ななく丁
寧小滅とちくせらも筋目と正一く旗本ハ元よる
師路の法候伯とたつけくゆられハ大在泰勅の法を
も何せ品川千も口一ハ使とを治光臣の法して

まゝら下の位は又修く物く役人とく上使とは成
少る越前若門秀康の素向と笑くちくハ必
一驛出送よ出させ夕ハ沖同夕めく沖入城り大
方望百帰必ありとや也一く法住の家く格式
まんせらゆ人く未勅ハ沖が用なりてハ沖鷹物
ももた筋江下遊る子子品川筋教生の出御の次ふ
あよ未勅紙初きくつまもみ也作法のつこの初ふ
成一何の法らる者の家まゝく上使くしてゆふ
事一はぬらる如沖と成家よりちくも其後二条
の城ハ初幸と初もゆるる物も 東照宮振りの
東照大権現と初まひハ一官号とやまれりふ
茨神の例めやちとらん今日光 東照宮の

倉倉よりの山^峯に依りて名刺の山河にうらむ
の後 秀忠公聞けしに之の山麓に知り事^一なり其
後酒井雅乐公忠世公井大炊次利房者山伯者守
忠後の三人公竹代君の補佐の所不^一附^一き
よと雅公は威威と印^一く依^一ふ^一り^一と云^一井^一も
不^一取^一を^一ひ^一り^一と云^一大^一炊^一次^一と云^一の^一山^一に^一不^一取^一
山^一加^一と^一り^一あ^一り^一と云^一清^一の^一と^一り^一伯^一者^一も^一ハ^一印^一と^一り^一清
事^一の^一所^一不^一取^一と^一杖^一撃^一と^一其^一深^一ハ^一 右^一神^一君^一の^一必^一不^一取^一
大^一相^一國^一の^一中^一下^一知^一ま^一り^一と^一り^一と^一其^一形^一り^一し^一れ^一此^一之^一公^一
東^一慈^一官^一の^一上^一意^一の^一ね^一く^一の^一内^一に^一公^一人^一一^一和^一
清^一と^一り^一と^一清^一公^一の^一所^一不^一取^一と^一り^一清^一公^一
竹^一代^一と^一り^一と^一清^一公^一の^一所^一不^一取^一と^一り^一清^一公^一

軍の風俗に^一守^一り^一と^一り^一と^一清^一公^一の^一所^一不^一取^一と^一り^一清^一公^一
は^一守^一り^一と^一り^一と^一清^一公^一の^一所^一不^一取^一と^一り^一清^一公^一
抑^一そ^一物^一の^一所^一不^一取^一と^一り^一清^一公^一
新^一將^一軍^一ハ^一印^一の^一威^一め^一と^一り^一清^一公^一
右^一性^一之^一人^一の^一生^一後^一も^一又^一大^一と^一り^一清^一公^一
と^一り^一清^一公^一の^一威^一め^一と^一り^一清^一公^一
依^一ハ^一印^一の^一威^一め^一と^一り^一清^一公^一
考^一ハ^一印^一の^一威^一め^一と^一り^一清^一公^一
あ^一り^一と^一り^一と^一清^一公^一の^一所^一不^一取^一と^一り^一清^一公^一
武^一將^一の^一威^一め^一と^一り^一清^一公^一
多^一少^一一^一寸^一の^一内^一に^一公^一人^一一^一和^一
清^一公^一の^一所^一不^一取^一と^一り^一清^一公^一

社稷有る其宗族の如祖と天下は治るもの如くや或
家より夫社より移るも其家の必成たる如く知る下
人の主人一人の主宰此主宰者時死するもの如く
〜とある

子早振津いふ所より〜と出入りいふ文ゆえ
是も智仁勇の三徳を以てして理に即ち川の仁
仁と慈悲と〜と法将礼節賢徳あり〜と其徳を
能く〜と竹中氏と守り〜との事〜と形は下
一家光公三代將軍の称号あり〜と其いふ所
ありゆゑも程も天下の向成り〜とせん

大相國家他界ゆ〜と其徳智〜と徳〜と其
〜と其酒井讃岐守忠信あり〜と其徳〜と其

徳と〜と其大小を辨〜と其觸液〜と其 大相國許

他界も其〜と其城〜と將軍家の沖城標何い

下〜と其いふ〜と其法候伯族の向〜と其法出仕

の標と守り不殘也其城あり〜と其 家光公開元

法出仕あり〜と 大相國荒沖ゆ〜と其たり 家光公

時將軍の職終りたり〜と其〜と天下の兵權をの

府中いふ〜と其法〜と其〜と其〜と其夫の

法〜と其〜と其法〜と其〜と其〜と其外の

上意不法約り信〜と其〜と其松平法良と政宗

を〜と其〜と其家の沖恩と〜と其心あり〜と其

此意〜と其〜と其石好と〜と其〜と其〜と其

政宗と作〜と其〜と其〜と其〜と其〜と其

法中よりそ者同きふ法法中退りある別族中
中法觸りて武備柄執倉庫も移りなれり中法
とゆへに法中一法信一法とて分面丸中遺令の
法大者より少男の族中まゝに流りあるれ寛永
十一年上洛の時左政大信をゆへる信はれ
おれりも國禱しとて前の大信と越えせられ江戸
ありて法大者の流人となりし悉く法候伯の縁
組嫁娶の礼儀江城ありてそ調りまある此時より
法中の大名も法中への縁組ハ停止する此中法中
法候伯の嫁大奥方の唐座あまゝとて春日の
高野對面しとてあゝ縁組のやとある春日の唐座
くたりとて後ハ此料人並の宅城ハ止ぬあるた

けりて起し廢まけり法中退りある別族中
家の概檢侍江法流り老信ハ法中更におりしと
寛永七年九月明正院中即位の時因あり酒
井瀆波ち忠勝上候しとて流りある一法中
杉平一伊豆ち信保も法中あり大進清將
伊豆ちハ侍法中成あり同日十日 中即位の礼儀
法中あり後瀆波ちあり内一けり 天正法流り中
將不持任事しとて法中も忠勝國禱しと
更よりあるハ更ての事とて一級法進りし法
上の心位も叙せしとて別途には法中も國禱しと
てこそ法中位の上階とてあるれ武信は將
伊豆ハ高家沖家門法候の印は瀆波ち計

一 同く沖代沖澄室小治ふまの坊にちる本原宗水氏
物と兼れし作ありふ資切りの湯成入りり者相と
水とくふに治りて持ありとありとそれ柳ふこの
沖澄の(兼)ふまの坊にちる本原宗水氏
高き山に給候とて定とて罪難ひのりて治はしひ
ありとて治りて暴成とて中事を同とて遠流せし
りり其後大赦のりりて時後者の成とて赦候よのせえ沖和
まて久世大和とて治とありふ忠とよの沖澄系をたれ
末と治んとせし一以酒井頼成忠信柳と相ありふ
今一度治りてとせし一治りて治りて一沖澄
ありとて治りてとせし一治りて治りてとせし一
いふ治りてとせし一治りて治りてとせし一治りて

上を侍とて末と決りありふ忠とよの沖澄系をたれ
末と治んとせし一以酒井頼成忠信柳と相ありふ
今一度治りてとせし一治りて治りてとせし一沖澄
ありとて治りてとせし一治りて治りてとせし一
いふ治りてとせし一治りて治りてとせし一治りて
一家先の忠とよの沖澄の成とて定とて罪難ひのりて治はしひ
ありとて治りて暴成とて中事を同とて遠流せし
りり其後大赦のりりて時後者の成とて赦候よのせえ沖和
まて久世大和とて治とありふ忠とよの沖澄系をたれ
末と治んとせし一以酒井頼成忠信柳と相ありふ
今一度治りてとせし一治りて治りてとせし一沖澄
ありとて治りてとせし一治りて治りてとせし一
いふ治りてとせし一治りて治りてとせし一治りて

嫌損しつらめやしく起るる下も氏揃りあるふしに
冊小沖津深きせしき

人ありて人の中にも人あり
人よるれ人じくあはせ人

是ハ 東照宮の沖津深きやりの氏は遠く大和ふ
深しあれありの 土名ふく骨一徹して部有か
あまのこくらの神あり揃る武士の心をも和らぐり
らうや 古今よかきふあをり

一 細川越中ちう平一と其子六丸後号越中ちう初孫川也
家督つらり時肥後ハ大園をり幼きソゆりしと
大石の内ありとく中人をあらう 大樹君の 土名よ
大石ハ叔まくとみはあつとゆも家司ふ結きた

あれは國ハ清らそり 扼要の境もあはれ
細川ね代の名家之家司も又さや及りれたる者多
襦袢の内しつた成王のたれしと細江氏様ひく由を
授けまハ 竹中代ハ天下ハ海をゆりさうもの御意を
肥後のむさびえのやぐけけりふきりけ 細川ハ先考
越中も忠具三の御方なりと 家光ハつと
竹中代君とくもりありは清らと考せまり豊和氏
領しと其内よりゆくの奉まら忘れをせりぬあは
あしこれハ 二女宰相の司候ありと 古往流傳の
沖遺言も忠告の時ありとゆりきり
眉目ハなしあり 細川家の

一 寛永十六七年の法もく朝鮮の男女共着しとせ

日印の光りも所々天胡群くを度らるるを地不
幻舞主此山憐略成ちくありし 家燭公沖流生の
賀信より付く日光山 東照公と敬ひまうしく崇徳と
調へ崇徳公取らうしく書く我 大御宿成寄り奉り名包
灌流橋成成 ぐりしを梵音等神宿くはり今も人
人たりありしを也 家燭公沖流生を聖年キリ月
家光公沖流生法後人成るにられり世ふは年法
因窮くこれ若君沖流生自ら定らむ妙は相候成り
あふとの多う又ける成沖用かてはと也城 ぐり
家光公去日に出都府あしく山成をを成りうはり何と何と
の同く山印作あされり旅年の若君因窮く果と
何りも自然の事や時お門成もあり事成り

物と用ならりたにわたりた所い 家光公と何と成り
くもふたりの 上名とい沖洞成候され何も都君
斗あては成らりふ不及成候は成洞一あり流人
何のちう十年を成 名徳流若沖遺令百た百たの長教
と成り流りたと成年中一回の山成候と下ふ成成の
お信成候ひりふ近身と成候か 旅年の流人因窮
このふ事 成候く 上名とい不若く思下とい流人若君
候ふ 上名小成候 ちんがらりて成候 上名成り
何りし沖流成りせし酒井成候也 沖流の思成
上名の子成候 成り候は成候の沖成候成候のおと上の
沖用といふ 山成り成候の人と成候候し成候し成候し
何りふ今日の沖成候人 成り候たり成候たり成候

の位況口宣より二位大納言迄の宣旨改定の輪方とあり
らと形りしは神皇全驕奢の御旨不承と云方家
威と強くせし向く時たしむ幼君とのふた天下切
る者との測家成也

一家伝ひの事々々 竹中代君の事々々 六所の山氣少進ひの
居りてゆれし折山王宗元の事似たりし事り
加へ凡事忠其法三千計其折成りし事似たりし事
た右より事々元成りし山王の事似たりし事似たりし事
事々元を何れか事々元山王宗元の事似たりし事
よ使ら進出し事々元成りし事似たりし事似たりし事
迷惑ふ御事と御使ゆりし事似たりし事似たりし事
と宗元事々元成りし事似たりし事似たりし事似たりし事

我白く事々々 竹中代君の事々々 六所の山氣少進ひの
向く事々々 宗元の仁も威心りし事似たりし事似たりし事
の事一人の御事と御使ゆりし事似たりし事似たりし事
高彦事々々 宗元の仁も威心りし事似たりし事似たりし事
事々々 宗元の仁も威心りし事似たりし事似たりし事
今迄進も事々々 宗元の仁も威心りし事似たりし事似たりし事
向後を御の事々々 宗元の仁も威心りし事似たりし事似たりし事
事々々 宗元の仁も威心りし事似たりし事似たりし事
延宝の事を御の者々々 宗元の仁も威心りし事似たりし事似たりし事
たり重料の事々々 宗元の仁も威心りし事似たりし事似たりし事

城と石守沖用の徳元末よりとく押てをいふ
沖産道くありあり故城の由中も頻りふ止りあり
御小程不審とあれいし昔年故へし御産道し
制より時々物後と備中もり神成少人といふ御
形よりしと河守の故相違を相違言しとくし物後と
止りあり相公沖前より出せりひして沖産道知り人
外し沖産道不定めしとての故ふらと神成少人
と城よりれすし小程少人故不福系と法よりし
成産道の事巻返しともありありや吾欲いふ故不先
神田沖敵へ神田沖敵しりり明れいし有る百也城の
沖成の故不過くとあるられり此日平川に合入せり
二九よ入沖敵しりり事しとく故沖九沖敵の事等

上覧の後七日の日中より二九よ入沖敵あり中納言
伊予しとす小大納言不持任せし神田沖敵の徳松
君成を候しとせむし相も八日の言のけて 將軍
家徳公亮をく相病をりれい江城何公の貴族中城徳
何ふ事たもありありし相病少人下おがられ感とけ
なりうしハ雅より相病少人相病先例に似せ沖産道
沖産道ありて天下の大名の城と試りり事とあり
此成ありしと家沖家門より許せしゆ事や有るん
管中よりしと水戸相公先公に進し出りさせしと
高家六代の徳りと後継りふりし相病柳管とあり
何し候しと夫よりいふ人しりし事ハ甲府敵
之家の由よりんたもありあり故沖九沖敵の事

形ありあられしうせりふ時未だ小舟作押船は去真個
ふしあられしをいひて竹阿も沖先子に致ふははれ
と語りあられしや沖尊嚴上野へ入るせはらん
あり沙汰とす坊上寺の方丈と名なりしを為すやと
人々驚く然し酒井雅楽次忠清の相後しとま上の
うへ寺社なり松平山城と澄治とみく坊上寺よりを
ま初ふ山城と坊上寺よりなるなりん方丈と河原
と他ち西武後号館よりはれし者ありしを沖代との
此家方改めりしとすてのねし沖遺言ふはせ上野へ
沖高類とす移しきりし但津に一家ハ沖高家の此家
門とすしと坊上寺ありしと法華執行とすし一家の
汎從細説してはる此作も依く津高門の強弱の静まり

あり上野沖法華此目大久保加賀忠朝より沖館石
の産の書付は法眼人見友元と書たりありと後つて成
事とや石館成洞館小政めりしとあも又忠朝と共事
小形りちり歌紙をくくし酒井雅楽次忠清も別林の
徳庵も橋葉次法と正則も紅葉山沖魂屋徳造の後
江成ゆりされと弁能也と利房も大光の城より逃げし
物の流布と正後大光小政くくし小將も徳一智く徳威
と振ひしととも橋葉石見と正徳も頼れて後ハ枕槍
の織とはまれと柳沢おねと保明後号松平秀と松平
乃姓沖諱の一字と揚りお將小徳とれた枕槍の元と
ゆりされと品阿めく人ともそはとありされはる方家
沖高書とす事坊上寺陽殿言の推也の後より石

ゆゑに綿の事一統御儀水師の事半ゆゑに老臣の儀も此
を以て之とも此御代より一月書の老臣に半ゆゑに
事には加りたり元御先世伐之の日記と云ふれ且奉
河記と撰りて致神の道法と云ふは形もや版改
御清との事ゆかりり者寛永九年 大相国御地
界の正月書御旗一其年四月日光 東照宮御
戒書一ともや忌服人の定りありて今も
ゆゑにぬ人のゆゑにゆゑにゆゑに

一回一御代町の者を撰り加るとありませりし事御旗
其のの儀ゆかりり町人の儀と停止せりゆかりり且其
事一老臣禁せりゆかりり御用と事ゆかりり町使御の各
町代ゆかりり事ゆかりり日と許されあり御小武士と儀の

奴系多かりし事此ゆかりり老臣御旗ゆかりり夜法ゆかりり
割の所りも取ゆかりり下益の書法ゆかりりゆかりり
以法度御旗ゆかりりゆかりりゆかりり人悦びゆかりり放書ゆかりり
元より民の書ゆかりり紙書ゆかりりゆかりり又下の記ゆかりり
子く用なりし事ゆかりりゆかりりゆかりりゆかりり田畑と書
そも御旗ゆかりりゆかりりゆかりりゆかりりゆかりりゆかりり
ゆかりりゆかりりゆかりりゆかりりゆかりりゆかりりゆかりり

禁裏院中一御上の病御旗ゆかりり昔の御旗ゆかりり御旗
御と御旗ゆかりり其後ゆかりりゆかりり生類ゆかりり御旗ゆかりり
ゆかりり此御旗ゆかりり近年止ゆかりり床持の御旗ゆかりり川道
適ゆかりり御旗ゆかりり御旗ゆかりりゆかりりゆかりりゆかりり
生類ゆかりり御旗ゆかりりゆかりりゆかりりゆかりりゆかりり

多て高貴の紙止しと雖も沖城の清く白細と意を忠誠
とい早速くは援命しとて鉄炮とひくもとせられた
しとも乞と命をり仁政ありとせんと其の埋め
その下知有りりゆとて野山と此割とすふりり
厳令と知ぬを法と礼と事ましくは使ふいひる
ゆ事とせりりゆとてあや相知り人のいさやき
共と忠存の故いた月ととも乞と道行く人引くと
著く孝子と撰りれ御自力海書と成言中何云の
故人よ洋史と評するま細く法候御寺社の属く洋史
おひりりゆ事此時の眉目り共外林春たと未發
は作付と字路と成沖城と月次の後庭とせられ
聖殿と昌平橋道と送る也

此書は格生格と云聖堂二件の
建てる改昌平橋と云

秋葉おこりり日次の諫言と指れあれは又右と下
御友者ましく作高門の内小集舎とて備風と云に起
らんすたふと下問ありと上の仁徳と小廻せんや
もあれは生類小人痛くある人ハ割禁の奥書ありハ
右の條と於お育と教科よ教せりゆとてとて一城
天和條令と沙汰の時右と條と法と申法及書
度若かり將軍家の下知流うとてとて教科よゆん
とは仁政と有りてとて作とてとてありゆと
一細者といましく相云の時時と方家の沖城煉毎日細
其人の往來麻と下沖巻とて情とましくとて中使帰
あれいといと揮ふたつとま下の方りてとてつれ同
しとてりり毎日たふ事とて一城との山葉子と下何とて

は梅とこのい必後人 背通りのりて 潤進しある信敬の
御巻隠れしうらむと 影もふりり 御本丸ゆくと 表御座間
出御のるいひさ下ひさより 巻居退出の後小帯の御座間へ
入しせりふ 法衣名の席懐膝す 御座間 御座間
御座間 御座間 御座間 御座間 御座間 御座間
御座間 御座間 御座間 御座間 御座間 御座間

一 新治の末治より判の吉部と云 陸揚所判殿の墨文は
ろくろを山紙りし御座間 御座間 御座間 御座間 御座間
大石友家よりしり 御座間 御座間 御座間 御座間 御座間
相公清陽院 御座間 御座間 御座間 御座間 御座間
云御座間 御座間 御座間 御座間 御座間 御座間
御座間 御座間 御座間 御座間 御座間 御座間

十日六蔵よりや 御座間 御座間 御座間 御座間 御座間
我判の墨文 御座間 御座間 御座間 御座間 御座間
日光(せし山を御座間) 東照宮の神前より 御座間
御座間 御座間 御座間 御座間 御座間 御座間
まて 御座間 御座間 御座間 御座間 御座間 御座間
む代將軍の御座間 御座間 御座間 御座間 御座間
の時 大猷院 御座間 御座間 御座間 御座間 御座間
松平の御座間 御座間 御座間 御座間 御座間 御座間
御座間 御座間 御座間 御座間 御座間 御座間

利に拘る事と巻を也と令うとて述く〜 河原の相法と
く炭を治り作おされ〜 毎平相の肉に形り也れ
て常ふりやなり

一天和の始我を依る法久の庵後つゝふまの法相も備
後と成負小沖馬を下る水内へ〜 福業を法とよ述と
お法も水と 將軍家より沖馬は下家ハ在来格式
沖定も〜 事と 物後ちを〜 ふり〜 事一表向と
沖小共例を〜 沖作とされんふ別形り述ひやん
と何れハ〜 や怪ふ 上意と〜 夢ありありは押込〜
上意と〜 昔り〜 ちれたあや成水り遠〜 人〜 説
非字汚りなり〜 切〜 沖前ふあり 表法と〜 沖
中成沖用ふ述をりなりふ依る程〜 なる〜 表法と

沖とら成中〜 せん小せ〜 主沸〜 不を親柳も先説ぬ
破〜 之〜 也〜 何〜 之〜 兄の周防と法典
少形〜 表法と也等の 上意と形り 長入ありふ依るハ
元禄四年に述され〜 主勝正〜 柳り又庵後〜 けり
後法〜 沖進男とのそ〜 あり

一回〜 法中納戸は何ふま〜 華山沖節小者町あり〜
屋敷納りつり〜 大書院中〜 沖先能ハ成〜 者
町ハ大書の方〜 也〜 共者主力ヤ〜 ハ各別
新説ふお願共例を〜 其成お述 上開小達〜 也
ま〜 開〜 也〜 名〜 あり〜 終〜 也
少半〜 少〜 押付成長山大書〜 成り主書初り共後
又元の〜 少納戸は〜 猿栗小漢松葉森多

御心く天下の世と廣んや〜や死生を命天運不
但せ〜うそをたれ兼座〜とい交定を何〜
〜も作られぬ山岳宗祖も何ひもぬるを命
めや天和二年六月廿八日小治〜遊ま〜
兼座の御勅氣共後ぬ〜ゆり〜

- 一 常徳流極徳者遊去六月廿八日〜
是〜いひ〜生れけりせゆぬ格〜
御心六月廿日法衣恒例の申はたのぬ〜
七歳未由忌抜ぬ〜の法令と〜
一 貞享年中より〜以後法衣恒例の申はたのぬ〜
けら何〜先聖とぬれ〜
一 聖教の〜忌忌と〜主ぬれ〜

堂のり〜小林宗潤信篤の御座ぬ際子と用〜
のり〜絶京斜ぬ〜上院〜
將軍家剛に〜とせ〜
くれぬとつ〜心憎〜ゆ〜心ぬ〜
行〜茶の〜と〜礼節〜
法衣試〜番非踏〜
ら〜は形ぬ〜
既勝〜
今〜
御筆と流〜
何〜

一 元祿八年夏の秋 北方張右衛門尉の沖野村中より
作らるる沖野製大道今世外長生何有涯和分
けと多く下されあり 將軍家へ後奏の旨小運
與千齡合喜兼弟國同是木の字一共御やく披露
ありと少終りれ何若く漢つらそそ沖野村より
あり小何集より若中りる天下銀ひり氏たの終ふ
こを取ら小海一と来りてんと有祈少早米言へ中と
あまハ開石一取らそ事なり少終りて事海あり想
あま中中の事一とて執りてさりありとや江戸
中の中書一編らそ取ら事一此村に穿鑿つらそ
終ふ少終りての天沙流一向停止の上の流れまらそ事
ともとめられ難ひなりゆゆりてさるの村也まらそ

者いぬ産の沖野村より事一海あり何そ流る事一沖野
流るなりたそハ此沖野代教生を禁止せしめ事一古
白河流の王制よりも從前まら小石川に流る小
夫負るる物と教生改の役人足替りて今休あり共道
ま家毎小人別々休つらまらるる家々の又又大
此取ら家目一作らそとあり小何集よりやう家目吹
ゆと遊る所家中一向あり一流る事一其後彌ふ
被家中の小坊より仕業より事一形就より名中若く
小坊より押らそ事一役人同せし小坊よりありハ
修ら小石川村より名度とわん取ら矢とそ事一取ら
の目も法成りてゆゆりて小村より人々とそり
此沖野小鴨の浮形よりとゆゆりて見中たれハ其夫ら

中りくわくまをくよ中あり此は開石一物くま彼
坊まの道教をりりこれ共家司いふつて金銀しり
公義と仰がたの人の相をさすなることまに花
せしき三人もをあつて

一元禄五年十月十七日の大い沖本丸領り小亮かりし大消
の両者永世たつ沖本丸大消酒井河内志挙う人教
共介の大消中人教と入しと沖本丸持首あり大急をり
左様と防んともり小原かきしひ忠成と相為ふと
働さうわりの沖本丸をく枝と横小供と足代よりけ
うせふしり知りしうの破折言へ觸れきけしひ
杖と子母り横ひまり縄とひく織り合持より取
方へつけ横小まきと杖と結合くわたりりふまき

杖とるわくやうたるふらとく病人足酒りお見と
飛定代官所の大い丸切り小打志知しり共後小丸
とは沖先代も大除ふと一並れあり小今度田安
沖門内清水口より西竹橋より小橋町はどのるの悉く
の地もより番町も沙城道と家数百軒余の地とあり
と麻布小石川より別業と地と河もさる石付大買
の心儲りしひ

武野燭談卷之六終

下河原にも居るは色山河原ひらひ御も若く年
等も少く下河原をひまひのこ下河原中一遠右
山養生の郊ありははく内成して山越やとあられし
中納言殿用せ給ひし如しと松林う唐津お徳せは
今ま建う事とひく本殿と執りとも温江う医業
の那うはありは多しひま建う唐津お徳し叶はぬ
病人と松林う事とひく本殿したりとも一人は
お徳お徳しとひく唐津と松林う事とひく夫りふ
忠告と松林う事とひく本殿たりお徳お徳しとひく松林う
折時お徳しとひく松林う事とひく折時お徳しとひく松林う
そのの作と松林う事とひく折時お徳しとひく松林う
折時お徳しとひく松林う事とひく折時お徳しとひく松林う

我家と松林う事とひく折時お徳しとひく松林う
折時お徳しとひく松林う事とひく折時お徳しとひく松林う
松林う事とひく折時お徳しとひく松林う
書を調つて松林う事とひく折時お徳しとひく松林う
二条家の下法山養生の事とひく書せり本殿しとひく松林う
養生の事とひく折時お徳しとひく松林う
とひく折時お徳しとひく松林う
一貞永元年松林う事とひく折時お徳しとひく松林う
折時お徳しとひく松林う事とひく折時お徳しとひく松林う
折時お徳しとひく松林う事とひく折時お徳しとひく松林う
折時お徳しとひく松林う事とひく折時お徳しとひく松林う

また悉く敬光よりて同く出仕せりされし一団は
沖目足仕ありき細小甲府のくははりて一人は小舟
小舟ありとの目の中なるも西丸をて南の川舟なるは
悉く小舟徒に成一人も少狭持たされし其前
徳長公沖家督の後徳松君西丸入沖の長八館林を
石はつれら目心す下悉く病起り少狭持たをな
これらも小舟及河者なる沖仁政と人々業持
者らつは狭持と人の小舟力一代狭持少狭持細
り沖舟丸の役人日中定し其後起せし若も
の妻子終くより一少せのひ若狭とありは狭持を
う何とて狭持と狭持と狭持と狭持と狭持と狭持と
と狭持と狭持と狭持と狭持と狭持と狭持と狭持と

細りせしむれり

一室永二年五月十七日紅葉山沖城を地とて沖表君
抑せりしは後紅葉山沖表君の
もつゆはた右とて大納言及沖家督の先年と
紅葉山沖表君紅葉山出向りてその年をたれ今日も紅葉
木の沖表君紅葉山紅葉山沖表君の南者の沖目附
横向小舟の小舟と折角公用とて一ひ横向小舟の
小舟小舟の事と一筆記とて坊主とて戸向大船
つて海とて云せられは沖流目附小舟とて小舟の細小
小舟小舟人細小舟西丸とて小舟の事とて戸向大船
小舟小舟とて小舟の細小舟西丸を沖舟丸
小舟の事とて小舟の事とて小舟の事とて沖舟丸とて大船と

沖田與重内庭門と不審小島名小池をさかひ陸中支那
の福地對馬島を築造しつゝ死九一人と云々せむの時
其家の使役形りたる人々も漸く戸田大炊政と爲り物
成へる合ふり形御座りて其日の御社奉進て還御
の後形り次より坊主此流目付使小人に名を就けり
申様同お島形り同故と云々申すに私人の語を
戸田大炊政へてお後と申すに御座りて
也。お島一と申す名も申すに不審法を御座りて
戸田大炊政と云々申すに御座りて
さしり此事一お島一と云々申すに御座りて
書付を一戸田大炊政と云々申すに御座りて
此事一と云々申すに御座りて

此事一と云々申すに御座りて
書付を一戸田大炊政と云々申すに御座りて
此事一と云々申すに御座りて
お島一と云々申すに御座りて
沖田大炊政と云々申すに御座りて
外の門を御座りて

一家縁に沖田大炊政一御座りて
せりお島一と云々申すに御座りて
てうは今たりん沖田大炊政の御座りて
この時御座りてせりお島一と云々申すに御座りて
とせりお島一と云々申すに御座りて
見入る御座りて

跨るにぎしぬくし原敷ふ達しはくしるる水花と
揃る日田文の足勢と男がまは愛化の者の影ひか
多くの女中あれまじひあり瓜岡のむき思成者も
これ此城中小兵大形もく男のありる事あり
定く天狗ふの者の誘ひて病し入れたり故日
左のうけあき者純正しきり人と何とわする
やと作しきりり又延家の中は乳岩と名をひ
ありふ典業と名し沖柳と名せし向ふ東郷といふ
もよく其名とみく良匠女中の六柳と名しありふ
此の典業の人よりそ東郷といふ事ゆへはたも
手の寸間大書し伺ひてしきりてはくはくは
既刻に成る事し経文乳岩といふ事し療治し

てい膏系以下腰血の滞るを知る那しきり
しり家（いふり）向くこの事ありしは
しと名しありふ沖柳所用せりひかを記し
ともこれとみくしきりしきりしきりしきり
者ふ沖柳向ふ事ありし今又命の掃しきりし
乳成と名ししきりし乳岩の病といふ人も物
し周しはせ八元よりえ格の命し若天命ありふ東柳
しり試し膏系も腰血も自れふ注しり初より
し生る力なれし沖柳し肌と名しきりしきり
終ふし秋葉まじりる散洗知しし沖柳
寛永寺あり

一元祿の初よりしり家沖柳し海秋成洋社とあり

車眉目おしゝるに終ふ終ふ寺社碩学の華とを
らゝるる病出家ハ周易とて梅とて也とあり元祿
七年の表坊上寺大僧正良卷上人の書坊桂昌院後号一位及源印を後号一位及二方家の山馬宗後号一位及大僧正
家ひありハ海秋を後号一位及ハ珠小のななふて学業
と家小僧を我くら中おも一度の海秋小じんり碩学
も金沢辛芳坊の年一めくもた今 二方家天下の
政智小印帳を後号一位及も不終坊後号一位及法出家とて後号一位及集
は作中辛芳をれハ大僧の印字回をてハ故り那後号一位及め
坊山とて後号一位及一〇〇〇〇坊の印帳振滅後号一位及山初集
付れてハめふ後号一位及も若み坊後号一位及る事必必な
く武坊めく海秋法の山とて後号一位及一〇〇〇〇坊の印帳後号一位及

と申されおしゝるに終ふ終ふ寺社碩学の華とを
らゝるる病出家ハ周易とて梅とて也とあり元祿
七年の表坊上寺大僧正良卷上人の書坊桂昌院後号一位及源印を後号一位及二方家の山馬宗後号一位及大僧正
家ひありハ海秋を後号一位及ハ珠小のななふて学業
と家小僧を我くら中おも一度の海秋小じんり碩学
も金沢辛芳坊の年一めくもた今 二方家天下の
政智小印帳を後号一位及も不終坊後号一位及法出家とて後号一位及集
は作中辛芳をれハ大僧の印字回をてハ故り那後号一位及め
坊山とて後号一位及一〇〇〇〇坊の印帳振滅後号一位及山初集
付れてハめふ後号一位及も若み坊後号一位及る事必必な
く武坊めく海秋法の山とて後号一位及一〇〇〇〇坊の印帳後号一位及

悉く持てこたへたる小舎に沖謙秋の存沃成る
此桂昌院殿ハ小神といふ月も半標神ゆくとんと然る
向、毎日た習へるこの世の世の事と申人といふ
りやとて尻の襦袢を掛くまゝに存後小舎に付くゆゑ
と人小福の付人ありのそれといふらさくあふる
色神にもよるんハ娘のわぬ物取小新
存るせんわたりとて

一越前黄門秀康卿ハ若河と存く申さるる
秀長公をひひく其後又豊臣家の存持ありて後城
晴朝の嫡嗣なりとて天正十八年小治城の聲者あり
成り小治城十七歳とてやい毎々永見志摩者といふ
人の女業向う忠臣も又存物一門とて天正二年

二月八日遠別を富沢村小せれせりといふや
存重の重次沖重ハ何とせし時母此君と抱きて
沖子出産すたりといふとあれハ大神若沖
水引ありといふと本多中ありハ我國より沖重も
此子のありといふけれといふとせりといふと
あり沖重も能く事やと申ん沖重もとて
之節信康君沖重と知り小治城とて
沖天子の沖成定りせしといふや
天正七年四月青山義隆と物と娘小せりといふと
沖重も小治城といふと秀康と小相對のうといふと
申すなり 秀忠公成り高景と成り 秀忠公の将軍と
存るといふといふ人といふと成り成りといふと 慶長六年

上杉城屋へ小山おのりて殊成小旗城四段とも殊志
と勵むあり故白川分此方小京勝働く事一付いふ
同十月越前と稱せむ一回十年一月十六日三位の
中納言同十二年閏四月八日二十日兼めく卒去南
申しあり孝教寺に云禪院の修りて末節の書傳も
此寺小立せり其後 大伴君の命とみく 知恩院
浦卷上人越前小守り新比淨光院と開く改葬し
ありとてや ありとて 初め孝教寺後小淨光院
勉く極考りあり

一松平ト野と忠告君の後ハ藤原も存くりてまはり共男
於母とて以新撰也天下の法候此君の御ふ一命
何の指しめんと何とてひてか 何とて 関ヶ原

我の君ハ大將軍と定めしむく 福徳を奉りて
の^諸君の下知しとて命と病しり事一即ちとあり
ありとてや 大伴君の命とみく 軍とて
ふとて 大伴君の命とみく 徳徳を奉りて
り丸備とてと 徳徳を奉りて 徳徳を奉りて
哈るあり初めとてと 徳徳を奉りて 徳徳を奉りて
自れとて徳徳を奉りて 徳徳を奉りて 徳徳を奉りて
解きとて徳徳を奉りて 徳徳を奉りて 徳徳を奉りて
去りし御本流し地御りあり忠告君御前へ 出さる
夕ハ手負つるか初流の御さる事一この此流の
取ハ 大伴君の命とみく 徳徳を奉りて 徳徳を奉りて
と 上杉小とて 御本流し地御りあり忠告君御前へ 出さる

の歎くして子孫不復たむとのいひききと上下部とてふ
若武者の初孫の口御さく病をいひて病歎くせりふと
踏りせりふと病歎くもなく并伴う子孫たりと慰問
せりゆふと病歎くといひるれは子細をいひ九人の及
くぬ事とて法がり半そとて同身十月お日尾別
法則の城と終りせりい同く十一年に法中おりて
終り早せましりくあり坊と寺と葬りなりは若の此
家日小笠原重頼と若佐と知くこれ奥別一流
これ年終く浪人たりとて此若子世の一人若とて
と書くく此若成ゆけゆと坊と寺と走り入法切
て殉死の志成て遂ふあり存れふとて書りなりを
ちりこれハト野も後国テ京の年ハハとて女歎くも

成りせりいなりと小流石武將の志成なりとて
細川越中も忠兵衛と書ふ所む侍の内小橋留春堂
は忠兵衛と書ふ自害の良辰成り夫とて同故小笠原
少彦右衛門ハ討死せり小橋留一人命生忠いなりと
越中も之腹をく刑罪小橋りありと書りいしと書り後
越中も小笠原いありハ士の死ぬるも場と通れたりハ
於母も多めけきハ教んとも書りハむと書りハ物事
おれよ渠ハ鉄炮お今の名人ハ橋留小橋をいひ
命と助せられハ腹痛ハ病とて付ね也今死刑ありハ
一統ハ絶命念をくもいひと書りい 忠兵衛も此
も後の作ハ書りハ那とて書りハ一巻とてや
りふて橋留流成指面とてお故に流る天守の二重

貝へ大筒丁間おたり人ともや

一尾張大納言義重卿ハ大神君の九郎若冲母々清水
加賀守富清の女姉のハ幡の社人竹腰氏の妻父長
六年一月廿八日辰巳の生れにせり不問八年
甲列とをせり七歳少く元禄改元後下右衛門
父長十二年尾列（玉鬘之別流別）の内より六
二万石の法候小成（あせりり）の宗室之弟親者
介抱（おちか）の年（おちか）と称せり十二の歳
参内二位中將を父長十九年大坂少初孫白旗の
あの内幕始りしを父元和二年中納言寛永
三年一月廿二日位大納言二位を安三年九月
七日遊去深きとく（極）の儒教と名敬る先

聖教と違れ林道春小多へ改ふ 大神君冲年儒
と撰りる今世ふりりしとて尾列一あは遊女と
抄せり目付横目とは作付といふ目付と横目
つゝいとく作ありともや 理方の上府の徳林中
の先徳は月日とむけしとふとのと忽と細目つゝ
せし沖先とおやしりふ事いさく物おと見えし
約きとともと終むと放書くわや京の町の月日
と難式とふ鉄持と門せとをくまきさへく不飛
法とたしむむふせりハ多賀豊後ちう定めし
いふむの事し悪事一員ふしこれハ注をすへし
あふいさしふせりし世尾張家は横目付不討の海
滅と名をを方とるともくあしよふ橋とせり

汚くとも千の万の字と納りの寛永二年の上原の秋列島
二位権大納言寛文六年六月湯原田十一年正月十日
遊玄紀別館小森りて南流流砥と号しあり七十
七歳とや常流分友の貴別小泉の用りてハ長壽
まじりあり一年の貞の年刻三つあり盛りの花と沖
母雲養珠流存ハ沖月小郷と号しと和日流存の花と
名も唱へ小や盛り久しと名流と作をいされり
此遊事小孫友和泉の花流りて花も表ひしふふんが
まて久しと号わし高方の若生とて世生とて事
もて若き人よとてしと世ハ壮年とて保長といふに
もふん家中と表りてとて子とふとて是なる事ハ
厚くや席ありと入るよの故別作をされありとや

武勇小極く紀別ハ山とつ小也この世なる事とも多か
りしと何ともと名とてハ女流也極小と号しけり外
本初と出流の氣と形とありふと津の長刀城を流
小者南とて山神とてんがふ外本とありとハ外本と
こそ初きん若女振舞う初とてとて人忽とて
中とてとていしと世とハ元の初本とありとや
其日も白雨流水とあり兼あるハ海と三里漕馬と
るふ雷と初小流あり大の玉と流道と情ひありと毛
筆紙を者とてとてとてとてとてとてとてとてとて
又たの男ともありとてとてとてとてとてとてとて
玉ハ流とてとてとてとてとてとてとてとてとて
碎けて死とてとてとてとてとてとてとてとてとて

あはれをよと乗懸を思てしとく海と高き時と平たの
い敷をよていお小研するい道智の考をと教をせりあな
とく人君の業とは申されたりとたのい心用ひ何と
いといいおをよとみあもとつとつり歌ありて

お小事むい河あひいまこゆい河

とらとつあ河い河い河い河い河

人情影ひの絶り事ありと実情と清きたり流石高貴
い道のいおあもかくのいこいこれい武藝をよのい高知を
石抱りあひい下下のい人多くわとつとつりあ作のい高木
右馬助といいお大かおふといは浪人といと乗候いお備い
あつり紀列いおいれあつとつり推参り人とい小要相
宣いあひい乗つ力い誠い不通いゆれ作列をいとい人

小まろいゆい大かといは弟といゆあひいおいお持せりゆい
いなるいとい人のいおい益事かといは立れいといとい
法やうをりい吟休といや彼右馬助作列といいお家小
流く影する侍いとい森の中將秘流いとい長男何事い
附むれあひい彼長男礼記をあひい又力量人とい越い
いりい礼いせといといいといと捕りゆり若をいとい時い忠
政の命と清い右馬助をいなく捕りていといい礼い
いをいいおのい人のいおをい終いといは若をいといいおれい
いおれいおのいをいいいおをいい武実利をいい岩運の
いをいおをいい大將のい知をいいいい河といいといい人い
又う若いといをいりしい小まをいいおと備世ると備世ると
備世るといいお益事かといは若をいりといいい不彼何事い

よはをらうしうもい衣馬助尾張の表流を起りし
高相二挺の持とらり合老母と妻と男子二人とを家
せと持たふ具と抱高苑と結付又狐衣馬助一人を
病持てめたりし西園小池れ等事一乞小持りし不被
ゆへや急越之集り備前兼光とゆへ切らふ流波もむ
け元森家の若とも持料の刀一腰も切りし事一なり
終ふと実教しけりとも大力の力病かしなりおれ
又くおれとそと急小池りとも益々とも事のをきみ小
書しけん

戊子冬十月二十六日

中村直衛

武野燭談卷七終

武野燭談卷八

一水戸中納言榎房のハ 大神君十一男ありゆ母ハ菫山
長乃昌氏庚申年一と 長小依く左衛門右衛門重政
若小同十四年十一月廿一日水戸城二十五万石とゆへ
とそと一又其後長は位下長乃榎房く中ありは
九歳の二月廿一日宮位左将元禄六年十八歳なりて年
相中將寛永三年上洛の内次之位相中納言同四年四二
任寛文元年七月廿九日廿九歳なりて逝去水戸を向々
少孫乃深威とて濠洲しゆふ旗本大將たりとて長命を
壽りのゆへ御殿御武具の由程長命祈ま揃ふと柳
常小 徳川御講代集會の長也嘗ゆりくあり世と尾

別紀別水戸と云家と稱するに因りてある事と
中者之部兄弟お双と卿相と歸成ひてまかり
云方家尾張紀別と云家とも成りて我亦八州家門
越前越後同部と昇下成りてや此れも柳管
中納言列位と云尾張先家之紀伊先負位より上
府亦忠世玉ひあり云方家八官位治世ゆ家の格は
忠直の如しと云中納言の格は其序の上首と事と
やこれ八州の家と云白書流と云歎賞有り事と云り
一尾張大納言先家之八州先義と云ありや此れ八州
家之の格と云せりひ必法の家法は改事と云り唯
誓詞の神事正月十日有之候揚りて是後在官の氏人
お分き關年より事今も恒例なり小前八池長八池

ひあり八池停止候りて今八腰刀の切合ニ人たる
会わく手負とお島小あまの格と入る也双方切結ひる
日次月々神事お海とせりふたひ鶴の家の人神子と云
正月十日^{すま}乃^{すま}中^{すま}不^{すま}重^{すま}月^{すま}なり者初をりて柳(らまありとも
心附お柳のちいさうあり事と停止せりて今八
恒例の事ゆへ人よくま子細と知りたりや氣流祀^と柳^とおせ
らま^と鶴^とと云く人よ^と柳^とと云く其^と柳^とと云く
たらひ^と流^とと云く^と流^との仁^と改^とと云く^と柳^との法^とと云く^と柳^とより
一汁^と茶^との介^と者^とと云く^と柳^とと云く^と柳^とと云く^と柳^とと云く
此^と茶^とと云く^と柳^とと云く^と柳^とと云く^と柳^とと云く^と柳^とと云く
小^と柳^とと云く^と柳^とと云く^と柳^とと云く^と柳^とと云く^と柳^とと云く
高^とと云く^と柳^とと云く^と柳^とと云く^と柳^とと云く^と柳^とと云く^と柳^とと云く

あり小女中の如く味小水も我一汁二菜家中の若
の手巾ありて我料理ハ二菜トシトモ男の家以去
物ををひりゆ^ハ結句^ハ食食とハ表生不成りて法令三事
を^ハく^ハ越れ^ハる^ハと^ハ中^ハに^ハ成^ハす^ハも^ハ不^ハ及^ハ次^ハの^ハ若^ハも
給^ハせ^ハよ^ハ追^ハて^ハ出^ハせ^ハ疾^ハま^ハお^ハれ^ハと^ハ其^ハ後^ハ中^ハの^ハ乃^ハ理^ハと^ハ作^ハる^ハ
大小存存小女房ハ夫^ハ不^ハ表^ハり^ハく^ハ事^ハなり^ハふ^ハ且^ハ女房の胎^ハ胎^ハと
命^ハと^ハ是^ハ書^ハつ^ハて^ハ給^ハり^ハく^ハもの^ハ折^ハ良^ハ製^ハ方^ハと^ハ料^ハ理^ハ開^ハし^ハた
向^ハく^ハ河^ハハ^ハ指^ハ揮^ハされ^ハる^ハ別^ハ之^ハ向^ハ後^ハ之^ハ用^ハみ^ハて^ハ如^ハく^ハ作^ハる^ハと
そ^ハら^ハや^ハ結^ハ書^ハめ^ハく^ハ近^ハ清^ハ流^ハ足^ハす^ハふ^ハ初^ハめ^ハて^ハ水^ハ代^ハ水^ハ居^ハら^ハの
少^ハ衆^ハより^ハと^ハ入^ハ樂^ハま^ハち^ハり^ハゆ^ハ手^ハ巾^ハ糸^ハの^ハせ^ハく^ハき^ハく^ハゆ^ハ美^ハ妙
なり^ハ近^ハ衛^ハ信^ハ半^ハの^ハ字^ハ法^ハを^ハ終^ハり^ハせ^ハし^ハ後^ハ西^ハ流^ハ
の^ハ帝^ハ沖^ハ牛^ハ孫^ハの^ハ内^ハめ^ハく^ハ魚^ハ紙^ハの^ハ結^ハ梅^ハめ^ハく^ハ風^ハ流^ハなり^ハ

足^ハり^ハり^ハま^ハを^ハめ^ハく^ハ就^ハ山^ハと^ハ押^ハ並^ハひ^ハて^ハ本^ハ之^ハり^ハゆ^ハと^ハを
又^ハ寛^ハ文^ハ身^ハ中^ハの^ハ事^ハと^ハや^ハ酒^ハ井^ハ修^ハ理^ハ志^ハ志^ハ若^ハ狭^ハき^ハり
糸^ハ初^ハめ^ハり^ハと^ハく^ハ尾^ハ浪^ハの^ハう^ハら^ハと^ハ通^ハち^ハる^ハも^ハた^ハ具^ハく^ハなる^ハ物^ハと
士^ハ荷^ハ付^ハく^ハる^ハ馬^ハ方^ハと^ハ口^ハ痛^ハく^ハ馬^ハ不^ハ急^ハ介^ハ主^ハ身^ハ小^ハと^ハな^ハる^ハひ
ち^ハん^ハ高^ハ浪^ハの^ハう^ハら^ハと^ハく^ハて^ハ討^ハて^ハ持^ハて^ハり^ハも^ハと^ハ中^ハを^ハ修^ハ理^ハ
を^ハ更^ハ被^ハ侍^ハと^ハ惜^ハも^ハれ^ハる^ハ也^ハ或^ハ氏^ハ物^ハと^ハ切^ハ海^ハ風^ハと^ハも^ハなり
喧^ハ嘩^ハお^ハ成^ハ紋^ハと^ハは^ハ天^ハ下^ハの^ハ法^ハ合^ハたり^ハ馬^ハ士^ハと^ハも^ハひ^ハり^ハか^ハり
ても^ハ尾^ハ陽^ハの^ハ沖^ハ家^ハ合^ハと^ハ終^ハる^ハも^ハた^ハ是^ハ那^ハと^ハく^ハも^ハ寺^ハと^ハ有^ハ
と^ハ身^ハと^ハせ^ハ遠^ハの^ハ脇^ハ小^ハ蕭^ハ寺^ハの^ハり^ハと^ハふ^ハう^ハの^ハ侍^ハと^ハせ^ハし^ハ終^ハふ
暇^ハ切^ハと^ハせ^ハり^ハ女^ハ事^ハと^ハ少^ハ事^ハと^ハも^ハも^ハ早^ハ速^ハ中^ハ納^ハと^ハ度^ハ用^ハふ
達^ハと^ハ荒^ハな^ハも^ハ宜^ハひ^ハち^ハり^ハハ^ハ十^ハ絨^ハと^ハ侍^ハと^ハ是^ハ寫^ハと^ハも^ハか^ハん
や^ハ増^ハと^ハて^ハ馬^ハ士^ハと^ハ急^ハ介^ハの^ハと^ハ息^ハと^ハせん^ハも^ハは^ハ討^ハ持^ハと^ハ事^ハ

龍と想ふに其城の志は剛直く是は立元の如きとゆ
されり千代世君相公の如く藤原の流りよりハ
公義ありとも其の如切斎と稱りり尾別ありとも同く
終りりふらと申すと掛く其の如く家臣教よるを
稱りり〜彼二人の法立元とハ二十餘人の推しおき〜此
されもハ公義の故人よりく達〜家臣もも中智とて
元元を並ぶね思ふ中付くま〜別ま〜此落の孝も
と仰せられおきり〜大将の死門お入るおおりの公
滅の君子大夫ま〜も〜此捨津与義の相公もた
のふ〜は申〜ま〜は書籍と歌のま中おも武家法
大名の先祖と紀され法統源とハ今亦ありぬ〜はりの
の御館中は其源多く其表の鶴儒もねんとりぬれ

ち〜も方と好まれありとハ余所為の事の表とハ後
室不絶雨亭城ま〜も想ふ三神の社も切法〜
ハ尾原中絶長通ハ元禄十二三年の法〜も宰相中
少師〜も元禄の晩年の事〜沖家社又光友ハ
己身當年條約中〜あり初晩年久友色〜皆略ふ
何なりと長通ハ家督の後家目大心とハ今世金成同音
のと控年の年想〜ハ公益の者〜帳おきり〜とて
或百餘人お〜小あり長通公と聞え沖家目と集め
りい直いありハ初最ハ公成後後〜も成也〜おあれ
む〜〜煙年〜〜も先代〜も久〜〜初
若夫今年までは〜〜は〜今用お〜と帳と
〜〜ハ其若〜も〜成〜〜成〜

だふあふ代わぬ念者〜〜ゆりぬ〜〜葉ふ年考〜〜年
考〜〜六竹画〜〜一己といふこと〜〜光るのぬれ〜〜と
ゆて煙草の用ふ不ま〜〜此家と出りぬのハ流う抱て
扶持す〜〜或百余人〜〜いひても妻子とけ〜〜八家等の
人の那成家初略百倍の苦痛ぬ〜〜一己と云くせん
とてぬ百人と那成さ〜〜年〜〜の介不仁のゆり〜〜と
扶持〜〜たれ〜〜と〜〜たれ〜〜と〜〜尾液の家扶持のた
小何〜〜以房飲のそ〜〜蓋の費と申倉蔵〜〜て家来
と〜〜と〜〜と〜〜の家来と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と
足〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と
依のう〜〜(歌)〜〜た〜〜た〜〜此者た〜〜ハ〜〜と〜〜と〜〜と
わ〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と

や〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と
約書〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と
ゆ〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と
年〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と
は〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と
家母泪と流〜〜流り入〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と
文のゆ〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と
寤民食士皆病運成知り〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と
ゆ〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と
と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と
一水戸の光國〜〜ハ唐也納藏人のゆれ〜〜辰〜〜り〜〜ハ朝史
記と推り〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と〜〜と

致多し故にりしも別件も多し尾別紀別しおとせりハ
東照宮以来の御定められ今中將後家督の海も
此様ハ定め回奉たりしとてさうく左申させりしとてや
此時尾紀と中納言ハ大納言小將後ハ此後も有りしとてや
先由々邊の御由もその里々候よりけりしとの御意を
小倉門の御御教へも裏門より入る小茶亭小河原院と
り別業の御一入らせりしとて本館ハ其日よを
中將後こそ御申し候たりし別中納言候しと
此後をりしとてさうく左申させりしとてや
いさく對面ありしとてさうく左申させりしとてや
とてその日ハ依せしとてさうく左申させりしとてや
紋の挨拶もさうく左申させりしとてさうく左申させりしとてや

何いともあれとも今日改く忠告候せざるまは細小徳條の
君ハ徳川ゆくと河原書院へ入来しとてさうく左申させりしとてや
山徳道く呼ぶりしとてさうく左申させりしとてや
徳條ハ小川後とてさうく左申させりしとてや
かゝり熱候の御とてさうく左申させりしとてや
此は河ハ今日我持せしとてさうく左申させりしとてや
の後の家督ハ此後とてさうく左申させりしとてや
とて此處の御とてさうく左申させりしとてや
遠くありしとてさうく左申させりしとてや
答意をへしとてさうく左申させりしとてや
此候ハ小川小茶亭御とてさうく左申させりしとてや
彫刻とせりしとてさうく左申させりしとてや

松の皮付の程めくき菓皮と化しき壽とみくぬりして
うけくもりの美田小倉の人長崎へ海りたり又舞
水心越禅師道宗敬成されたり後学好ませぬひな
く孟子と嫌のせぬ小川馬過公小野くきいん成
めや相の清り形終事よ考くお終神儒仏光の
学好ませぬひなくく目ひく海りお下の家くの介
そりおり日本通鑑撰りりく耐林学士相おふ不通く
て後り小右衛門と唐詩絶句よ執筆して編集する
くく先んぬ珠小波りりくくお大板及作せぬさりく
相おハ三十一字くくくも若んぬ手承おく相く
くりとく相おの相とくはおりそ右人の右考考造
今葉くくく海を事くく相おお造をくくくくあり

ちれ弘文院春秋形りくき能きと右板ふ官ぬ
官職故実おね遠も右板ふ史記史記全集と云く
云くく海りりくや春秋相漢小通くく書おくの
方とくや用ひらん又日本元初泰伯の末の板ふ史
株福り右事おく海朝りおく沙汰系板ふ史
仙洞よりも答りぬくも右くくくくやい川巻の
書くも海りりおく事なくくこれハ日本史記とも此
事おくく改正止まらる事ん

一越前宰相忠昌朝臣の重名虎と幼名とくく 秀原朝の
少左男元和二年正月十日叙爵十九歳侍次小何也
り是作縁忠昌くくく同日月十七日叙位は果を
るおる同年正月を方衣の山軍板とくくくち板ふ

此出陣ありて自方の御中しく、初陣の振もなす、然
ち此方の侍法相殿と目をして文字小討しく、おのり得りふ
島成りゆへ、忠昌馬とふく、駒と揃りつる侍侍と款
のたの得りく、馬の口付云ふ成りて、荒おたり、是と
見く、安敷治を、主塞りて、見へく、う、事ともせ、打
た、ある、これ、既切く、是、これ、死、く、り、たり、後、て、若
田、お、集、つ、又、子、も、深、手、有、ひ、同、く、忠、昌、馬、と、家、放、く
侍、有、せん、く、を、ま、り、成、ん、く、高、敷、海、島、は、付、の、ま、く、
侍、も、も、河、く、ひ、く、て、侍、く、あ、り、う、け、物、く、う、と、切、侍、有、
小、侍、有、款、と、仕、伏、せ、く、自、方、小、首、成、形、く、是、あ、り、ま、介
は、も、く、首、取、の、十、七、打、揃、く、る、大、坂、成、城、の、後、治、大、名、小、介
陣、小、あり、御、目、見、侍、有、良、大、神、君、御、討、回、懸、方、後、小

沖、雲、葉、掛、ま、せ、く、向、く、忠、昌、庭、の、中、央、小、坂、の、ひ、あ、り、
延、ひ、う、り、く、侍、總、と、是、小、坂、ま、り、く、く、ま、せ、り、
大、神、君、是、成、陣、な、く、ま、小、坂、ま、つ、り、う、く、毎、夜、の、御、く、殊、小
手、柄、高、名、青、い、く、く、も、侍、く、り、く、の、れ、く、沖、侍、有、ま、り、
く、く、や、元、和、三、年、正、月、女、有、信、別、河、中、侍、拾、三、万、石、成、
形、く、せ、り、ひ、小、き、り、同、六、年、越、後、高、田、女、四、万、石、成、り、
而、智、高、り、り、同、九、年、正、月、足、越、希、宰、相、忠、忠、の、豊、後
由、入、遷、これ、む、ひ、津、家、陣、ふ、て、日、将、御、減、給、四、万、石、成、
ら、ま、り、ひ、く、く、越、前、の、侍、儀、く、成、く、あ、り、く、これ、小、の
庄、の、考、成、改、く、福、井、く、考、く、あ、十、万、石、と、願、せ、ま、
り、り、寛、永、元、年、六、月、か、く、く、元、け、り、は、付、忠、忠、君、の
去、男、光、忠、君、い、ま、く、仙、子、代、君、く、く、十、万、石、より、や、成、く

せりふふあれは越後守田(移城)成よのり中知なり
 夫ふ忠忠君の簾中ハ 秀忠公の沖原(此後)夫ふ
 省りせらまはれ代知なるれ(を)あり(り)十(四)年(取)え
 軍(三)も(り)は(め)り(ふ)此(全)とは(侍)ふ(り)と(終)り(て)伯(父)獨(國)
 と(致)り(向)く(事)ふ(ふ)心(は)女(め)り(も)若(く)我(下)知(不)
 う(そ)越(不)慮(れ)と(ま)法(ま)て(沖)一(門)法(候)の(婦)人
 多(く)ま(ま)り(り)ゆ(ゆ)此(の)忠(子)配(教)し(わ)り(り)漸(不)
 宥(も)と(は)代(な)其(年)の(除)目(に)位(の)少(將)ふ(成)り(り)
 光(長)君(と)も(り)越(後)中(約)及(乞)越(前)の(侍)ふ(り)後
 寛(永)三(年)の(功)事(の)時(正)に(佐)宰相(ふ)成(り)り(ひ)
 より(越)前(宰相)存(か)り(者)山(伯)若(与)宗(俊)
 将(軍)の(冲)方(と)省(く)む(方)不(は)放(ち)る(お)く(批)判(を)

夫ふ越(前)宰相(忠)昌(の)君(或)人(ふ)き(り)わ(ひ)る(合)事
 々(人)の(合)成(法)お(く)相(を)れ(も)約(々)ふ(を)し(り)時(ハ)吟(ひ)
 され(合)傷(を)り(お)く(也)其(の)業(行)ふ(る)は(る)は
 不(及)ふ(も)は(り)と(や)諍(争)の(智)臣(公)の(大)臣(を)れ(も)
 其(諍)も(入)る(禮)の(も)り(り)今(海)井(雅)楽(氏)禮(彼)也
 々(と)諍(争)し(り)相(を)れ(其)相(と)り(ゆ)り(こ)と(を)り
 伯(若)与(宗)不(越)て(ま)ゆ(之)邦(と)為(の)儀(と)り(約)り(の)
 不(合)傷(を)り(り)と(同)く(之)と(を)宜(し)と(也)

武野燭談卷之八終

文政十一戊子冬於目丸山中寫久

中村直衛

